

しょう かた じんけんかだい 3 障 がいのある方の人権課題

大和市では、「大和市障がい者福祉計画」を策定して、個別化・多様化している障がい者のニーズに的確に応え、地域で安心して生活できるように、様々な障がい福祉施策を推進しています。

また、2016（平成28）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がいによる差別や偏見をなくし、すべての人がともに生きる意識づくりや社会環境の整備を推進しています。

（1）障がいのある方の権利擁護の推進

障がいのある方の中には、自己の権利に対する主張、自己決定などが難しい人もおり、社会での活動を制約されることがあります。障がいのある方への取組みにおいては、当事者の視点を重視することが大切です。障がいのある方一人ひとりが尊厳をもって、家庭や地域の中で、地域との交流を図りながら、その人らしく安心して生活ができるように支援していくことが求められています。

【主な取組みの方向】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいた市職員対応規程の策定をはじめ市民への普及啓発に努め、障がいのある方への差別や偏見をなくし、互いの人権を尊重しあう地域社会の実現を目指します。障がいのある当事者の視点を重視し、障がいがあっても安心して生活ができるよう努め、地域が障がい者団体の活動を支援する等、障がいのある方と地域との関わり合いを深める取組みを推進します。

また、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度、福祉サービス苦情解決制度、第三者評価等を普及させ、福祉オンブズマンの導入に努めます。

（2）障がいについての理解の普及

障がいがある人もない人も、お互いの生き方や人権を尊重し、差別や偏見のない地域社会をつくって行くことが大切です。

【主な取組みの方向】

障がいのある方への理解を深めるために、あらゆる機会や手段を利用し、すべての人に情報提供と障がいのある方との交流の場の提供を行い、障がいの特性等を正しく理解し、支援がしやすくなるよう取組みます。

(3) 教育の場での理解の推進

障がいに関する医学等の進歩により、障がいの概念が多様化・拡大化しています。自閉症スペクトラム(高機能自閉症やアスペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠如多動性障がい(ADHD)等)をはじめ、高次脳機能障がい等、国の法律等の規定にとらわれることなく、率先してサービスを提供することが求められています。

ともに生きる意識の向上を図るためには、幼児期や学校教育期の中で、ともに学び、ともに過ごす場や機会を広げていく必要があります。

【主な取組みの方向】

障がいは特別なものではなく、人間の個性の一つであるという教育を行います。また、インクルーシブ教育^{※5}の理念のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や専門教育の実施とともに、小中学校の通常学級との交流を図り、発達障がい等への対応を図るよう努めます。

(4) 医療・福祉サービスの充実

障がいのある方が受診しやすい医療機関の確保や専門的に診察できる医師の配置が望まれ、医療従事者へのさまざまな障がいへの理解も求められています。

また、障がいの重度化、重複化、障がいのある方及びその介護者の高齢化等が進む中、障がい福祉サービスにおいては、さらにその拡充が求められています。障がい重度であっても、地域で生活できるように支える取組みが必要とされています。

【主な取組みの方向】

医療と福祉の連携をさらに強化することにより、障がいのある方が利用しやすい医療機関の拡大を目指します。

必要なサービス量の確保やサービスの質の向上、グループホーム等への支援と在宅福祉サービスの充実など、地域生活を送るために利用しやすい障がい福祉サービス等の充実を図ります。

(5) 障がいのある方の家族への支援の充実

障がいのある方へのサポートはもちろんのこと、障がいのある方を支える家族への支援が求められています。障がいのある方も高齢化とともに、障がいのある方を支える家族等の高齢化への対応や、親なき後のサポート体制も必要です。障がいのある方やその家族、地域住民などが、障がい児者の各種サービス（保健・福祉、医療、教育、就労、年金・手当、移動、居住環境整備等）について総合的に相談できる窓口を設置することが求められています。

【主な取組みの方向】

障がいのある方を支える家族等への支援の充実を図ります。

総合的に相談できる窓口として、市内4箇所に「なんでも・そうだん・やまと」を設置し、気軽に相談できる体制を整え、対応します。

(6) 障がいのある方に対する虐待防止

障がいのある方に対する入所施設内での身体的虐待や性的虐待、金銭の搾取、就労先での賃金未払い等の重大な事件が社会問題になっており、障がいのある方の尊厳を侵す重大な人権侵害行為です。また、虐待予防のため、不安を抱えている障がいのある方の家族へのサポートが求められています。

【主な取組みの方向】

障がいのある方に対する虐待防止のための普及啓発や相談体制の充実、関係機関の組織化などを図ります。

障がいのある方に対する虐待が発生した場合には、ケースワーカーや虐待防止センター職員などによる個別の対応により必要な措置を講じます。

(7) 障がいのある方の経済的自立支援・就労支援

障がいのある方の経済的自立を促進するために、一般企業等への障がい者雇用を一層進めることが必要です。障がいのある方は一般企業等で就労が困難な状況にあり、福祉的就労の場においての賃金を引き上げることによる収入の確保や、様々な就労の支援が必要です。

【主な取組みの方向】

障がいのある方の就労施策の充実を図り経済的な自立を促進します。また、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため就労施設等からの物品等の優先調達に努めていきます。

障がいのある方の職業訓練の拡充、企業への障がい者雇用の拡大に向けた働きかけを行います。また、就職後のフォローアップ等の継続的支援を図ります。

(8) 障がいのある方の暮らしやすいまちづくり・住まいへの支援

障がいのある方の移動や生活しやすさを配慮したバリアフリーはもちろんのこと、すべての人の使いやすさに配慮したユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

また、障がいのある方の自立支援のためには様々な住まいへの支援が必要です。

【主な取組みの方向】

ハード面の整備とともに、移動等の際に妨げとなる違法駐輪の防止等の啓発を行います。また、障がい者が借りやすい賃貸住宅の情報提供、公営住宅の充実(バリアフリー化、入居要件の緩和等)、持ち家や賃貸住宅を問わずあらゆる住宅のバリアフリー化へのサポート、グループホームの充実を目指します。

(9) 障がいのある子どもの権利の保障【再掲】

障がいの有無に関わらず、良好な育成環境が提供されることが重要です。しかし、障がいのある子どもは、様々な支援が必要です。また、学習障がい(LD)などの発達に不安のある子どもや、配慮の必要な子どもへの一人ひとりに応じた支援も課題となっています。さらに、障がいのある子どもを持つ家族への支援も求められています。

【主な取組みの方向】

福祉、医療、教育など様々な側面から支援し、障がいのある子どもやその家族への支援をします。子ども一人ひとりの個性を尊重し、個に応じた教育を推進していきます。

【^{しょう}障がいのある^{かた}の方^{じんけんかだい}の人権課題】とくに **たいせつな**こと

- ・^{しょう}障がいによる^{さべつ}差別や^{へんけん}偏見をなくし、
すべての^{ひと}の人が^いともに^{いしき}生きる^{しやかい}意識づくりや^{しやかい}社会づくりをすること。
- ・すべての^{ひと}の人に^{しょう}障がいについての^{ただ}正しい^{ちしき}知識と^{こうりゆう}交流の^ば場を^{ていきよう}提供し、
^{しょう}障がいのある^{かた}方への^{りかい}理解を^{ふか}深めること。
- ・^{しょう}障がいのある^{かた}方を^{ささ}支える^{かぞく}家族への^{しえん}支援も^{すす}進めること。
- ・^{しょう}障がいのある^{かた}方が、
^{しゆたいてき}主体的に^{しやかいさんかく}社会参画できるように^{しえん}支援を^{すす}進めること。

※5 インクルーシブ教育

障がいのあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つために、子ども一人ひとりのニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級等において行う教育のことをいいます。